

企画提案型利用間伐等促進事業実施要綱

(趣旨)

第1 新潟県農林公社団地の森林資源が活用期を迎えることから、事業者が団地造林ごとの周辺森林を含め計画的に森林施業を実施し、森林作業道の開設による低コスト化及び利用間伐による木材供給の新たな生産システムとともに安定的な雇用の実現を図るため、当該事業を実施するものとする。

(対象団地)

第2 本事業の対象とする団地は、新潟県農林公社の森林経営計画に基づき別に代表理事が定めるものとする。

(企画提案書の募集)

第3 別添「企画提案型利用間伐等促進事業募集要領」に基づき、毎年度代表理事が別に定めるものとする。

(事業計画)

第4 事業の実施計画は原則1年での計画期間とする。なお、事業計画において、森林作業道や施業団地を次年度以降も継続実施する予定がある場合について、年度別事業計画に記載する。

(契約の方法)

第5 本事業は、利用間伐施業、森林作業道開設及び間伐材販売を一体化実施するため、企画提案書による企画提案型競争入札方法により行うものとする。

(契約の相手方)

第6 企画提案書の提出者に要求される資格要件は、「林業労働力の確保の促進に関する法律」で定めた新潟県認定林業事業者であって、次の各号に該当するものとする。

- (1) 森林整備事業の合理化の推進に関する知見を有する事業者であること。
- (2) 本事業の趣旨及び公益性を十分に理解していること。
- (3) 本事業の遂行に必要な組織体制等を満たしている事業者であること。
- (4) 企画提案書は、森林施業プランナー認定制度において認定された森林施業プランナーの作成によるものとする。

ただし、平成29年度の実施については、暫定的に森林施業プランナー認定試験の1次試験合格者についても同等と認める。

2 共同で事業をしようとする者は、新潟県農林公社分収林事業共同事業体運用基準で定める事業体であること。

(契約候補者の選定方法)

第7 提案された提案書等について「新潟県農林公社企画提案型利用間伐等促進事業に係る企画提案書評価審査要領」に基づき評価を行い、事業の目的に合致し、かつ、最も評価の高い提案書を提出した1者を選定して、契約候補者とする。

(その他)

第8 本事業の実施について、本要綱に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定めるものとする。

附 則

(1) この要綱は、平成24年4月11日から実施する。

平成26年3月12日一部改正

平成28年3月15日一部改正

平成29年3月 日一部改正